

第6号様式（第13条第3項第1号）

（1）

指定事業所に係る変更許可申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

横浜市生活環境の保全等に関する条例第8条第1項の規定により指定事業所に係る変更の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定事業所の名称等	許可番号	第 号	根拠等	☐ 条例第3条第1項（ 年 月 日）
				☐ 条例第15条第1項（ 年 月 日）
				☐ 条例附則第2項
	名 称			
所 在 地				
変更事項	☐ 指定作業の追加 ☐ 指定施設の設置 ☐ 指定施設の構造の変更 ☐ 指定施設の配置の変更 ☐ 指定施設の使用時間の変更 ☐ 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更 ☐ 廃棄物焼却炉において焼却する物の種類及び量の変更 ☐ 別表第1の68の項に掲げる貯蔵施設において保管する物質の変更 ☐ 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び炭化水素系特定物質を含有する原材料等の新たな使用 ☐ 排水の系統の変更 ☐ 排水の排出先の変更 ☐ 指定作業を行う建物の変更 ☐ 設置 ☐ 移設 ☐ 除却 ☐ 規模の変更 ☐ 構造の変更 ☐ 公害の防止のための装置の変更 ☐ 設置 ☐ 構造の変更 ☐ 使用方法の変更 ☐ 使用の廃止 ☐ 除却 ☐ 指定事業所の敷地の境界線の変更 ☐ 指定事業所の自動車の出入口の変更（生コンクリートプラントを設置しているものに限る。）			

（A4）

(2)

変 更 概 要		
変更完了予定 年 月 日	年 月 日	
他の公害関係 法規等の手続 状況	☐ 大気汚染防止法	年 月 日 提出
	☐ 水質汚濁防止法	年 月 日 提出
	☐ 騒音規制法	年 月 日 提出
	☐ 振動規制法	年 月 日 提出
	☐ ダイオキシン類対策特別措置法	年 月 日 提出
	☐ 下水道法	年 月 日 提出
	☐ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	年 月 日 提出
	☐ その他 ()	年 月 日 提出
連 絡 先	部 課 係 担当者氏名 電 話 番 号 (内線) 住 所 ☐ 申請者住所と同じ ☐ 指定事業所所在地と同じ ☐ その他	
添 付 書 類	・ 指定事業所に係る変更概要書 (第7号様式) ☐ 公害防止方法変更概要書 (第8号様式) ☐ その他 ()	

- (注意) 1 他の公害関係法規等の手続状況の欄には、手続を行った法規について□内にㄥ印を記入し、その手続を行った年月日を記入してください。
- 2 連絡先の欄の住所でその他の□内にㄥ印を記入した場合は、住所を記入してください。
- 3 添付書類の欄でその他の書類を添付した場合には□内にㄥ印を記入し、その添付した書類の名称を () 内に記入してください。

(A4)

(3)

指 定 施 設 の 設 置 状 況						
指定作業及び 指定施設番号			事業所における 施 設 番 号	指定施設の名称	規模又は能力	備 考 (新設・既設等)

(注意) 1 事業所における施設番号の欄には、事業所で管理のために付けている番号、記号等を記入してください。

2 指定施設の名称の欄には、別表第1の施設の欄の名称を記入してください。

(A4)

第7号様式（第13条第3項第2号）

（表）

指定事業所に係る変更概要書

1 指定施設の設置

指 定 施 設	指定作業及び指定施設番号		- () - ()	- () - ()	- () - ()	
	名 称					
	事業所における施設番号					
	種 類 及 び 型 式					
	台 数					
	規 模 又 は 能 力					
	用 途					
	構 造 ・ 配 置 状 況					
	燃 料 又 は 電 力	種 類				
		燃 料 中 の 成 分 割 合 (%)	硫黄分			
窒素分						
総 発 熱 量						
通 常 の 使 用 量						
原 材 料 (排煙の発生 に影響のある ものに限る。)	種 類					
	原 材 料 中 の 成 分 割 合 (%)					
	1 日 の 使 用 量					
使 用 状 況	1 日 の 使 用 時 間					
	季 節 変 動					

（注意） 1 指定施設の名称の欄には、別表第1の施設の欄の名称を記入してください。

2 事業所における施設番号の欄には、事業所内で管理のために付けている番号、記号等を記入してください。

3 指定施設の原材料中の成分割合の欄には、硫黄分、窒素分及び燃焼に伴い排煙指定物質を排出する可能性のある成分について、その割合を重量比・容量比の別を明らかにして記入してください。

4 指定施設の熱源として電力を使用する場合は、種類の欄に「電力」と記入してください。

(裏)

2 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び炭化水素系特定物質を含有する原材料等の新たな使用

品	目					
用	途					
1 月当たりの使用量						
含	有	物	質			
含	有	率				

3 その他の変更

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

4 指定作業の工程 別紙 () のとおり

5 排水の排出先

☐ 公共下水道 (☐ 分流式 ☐ 合流式)
☐ 公共用水域 ()
☐ 地下浸透
☐ その他 ()

(注意) 1 該当する□内にレ 印を記入してください。

2 その他については、汚水等を別表第1の53の項に掲げる処理施設等に排出する場合にその排出先を（ ）内に記入してください。

6 用排水収支バランス 別紙 () のとおり

7 用水及び排水の系統図 別紙 () のとおり

第8号様式（第13条第3項第3号）

公害防止方法変更概要書

変更に係る 指定施設等 の公害発生源	発生する 公害の種類	発生源での 公害の程度 の 予 測 値	排出口・敷地境界線等での 公害の程度の予測値		公 害 防 止 対 策 (予測値の算出根拠を含む。)
			変 更 前	変 更 後	
指定施設等から 発生する公害と これに対する 具体的な防止の 方法	☐ 排煙の排出方法概要書 ☐ 窒素酸化物の排出量明細書（ボイラーに限る。） ☐ 窒素酸化物の排出量明細書（ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに限る。） ☐ 炭化水素系物質の排出に係る施設の排出防止方法概要書（貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に限る。） ☐ ばいじんの排出量明細書（廃棄物焼却炉に限る。） ☐ 廃棄物焼却炉及び廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設の設備概要書 ☐ 粒子状物質の排出量明細書 ☐ 粉じんの処理方法概要書 ☐ 悪臭の処理方法概要書 ☐ 排水の汚染状態及び量等の明細書 ☐ 排水の処理方法概要書 ☐ 地下浸透禁止物質の製造等をする作業に係る施設の構造概要書 ☐ 騒音の処理方法概要書 ☐ 振動の処理方法概要書 ☐ 上記に掲げる書類のほか、指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法を明らかにする図面、表等				

（注意） 1 発生する公害の種類の欄には、大気汚染及び水質汚濁に係るものにあつては、別表第2から別表第9まで、別表第11及び別表第12に掲げる物質名を記入してください。

2 指定施設等から発生する公害とこれに対する具体的な防止の方法は、規則第94条に基づきみどり環境局長が定める様式の書類を用いることとし、添付したものについて□内に△印を記入してください。

（A4）

排煙の排出方法概要書

指定事業所における排煙を発生する施設の番号								
指定事業所における排煙処理施設の番号								
排煙処理施設の種類、名称及び型式								
排出ガス量（定格能力） （ $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ ）		湿り						
		乾き						
排出ガス中の酸素濃度		(%)						
処理能力	排出ガス温度（℃）	処理前						
		処理後						
	排煙の濃度	硫黄酸化物 （容量比ppm）	処理前					
			処理後					
		窒素酸化物 （容量比ppm）	処理前					
			処理後					
		ばいじん （ $\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ）	処理前					
			処理後					
			処理前					
			処理後					
		処理前						
		処理後						
	除去率（%）	硫黄酸化物						
		窒素酸化物						
ばいじん								
排出口の高さ及び口径（m）								

（注意） 1 排煙処理施設を設置していない場合は、排出ガスの温度及び排煙の濃度を処理前の欄に記入してください。

2 排煙の濃度の欄には、乾きガス中の濃度を記入してください。

3 排煙の濃度及び除去率の欄には、当該施設から発生する排煙中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんについて記入するほか、炭化水素系特定物質及び排煙指定物質について、それぞれ当該物質の種類ごとに記入してください。

4 ばいじん濃度等の酸素濃度補正を行う施設については、補正値を記入してください。

窒素酸化物の排出量明細書（ボイラーに限る。）

1 ボイラーに係る窒素酸化物の排出量の許容限度等

ボイラーの番号 及び記号	① 窒素酸化物の排出 量の許容限度 $Q_i \text{ (m}^3\text{N/h)}$ $[\frac{②}{10^6} \times ③]$	② 係 数 C_i	③ 定格能力運転時の 乾き排出ガス量 (O ₂ 0%換算) $V \text{ (m}^3\text{N/h)}$ $[\frac{21-④}{21} \times ⑤]$	④ 定格能力運転時の 乾き排出ガス中の 酸素濃度 $O_i \text{ (\%)}$	⑤ 定格能力運転時の 乾き排出ガス量 $V_i \text{ (m}^3\text{N/h)}$

2 ボイラー別の窒素酸化物の排出量等

ボイラーの番号及び 記 号	⑥ 窒素酸化物の排出量 $Q \text{ (m}^3\text{N/h)}$ $[\frac{⑦}{10^6} \times ③]$	⑦ 窒素酸化物の排出濃度 $C \text{ (ppm)}$ $[\frac{21}{21-⑧} \times ⑧]$	⑧ 乾き排出ガス中の窒素 酸化物濃度 $C_s \text{ (ppm)}$	⑨ 乾き排出ガス中の酸素 濃度 $O_s \text{ (\%)}$

（注意） 「Q_i」、「C_i」、「V」、「O_i」、「V_i」、「Q」、「C」、「C_s」、及び「O_s」とは、別表第3の1に定めるQ_i、C_i、V、O_i、V_i、Q、C、C_s及びO_sをいいます。

窒 素 酸 化 物 の 排 出 量 明 細 書
(ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに限る。)

1 ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジンに係る窒素酸化物の排出量の許容限度等

施 設 の 番 号 及 び 記 号	① 窒素酸化物の排出 量の許容限度 $Q_i \text{ (m}^3\text{N/h)}$ $[\frac{②}{10^6} \times ③]$	② 係 数 C_i	③ 定格能力運転時の 乾き排出ガス量 (標準酸素濃度換 算) $V \text{ (m}^3\text{N/h)}$ $[\frac{21-④}{21-O_n} \times ⑤]$	④ 定格能力運転時の 乾き排出ガス中の 酸素濃度 $O_i \text{ (\%)}$	⑤ 定格能力運転時の 乾き排出ガス量 $V_i \text{ (m}^3\text{N/h)}$

2 ガスタービン、ディーゼルエンジン及びガスエンジン別の窒素酸化物の排出量等

施 設 の 番 号 及 び 記 号	⑥ 窒素酸化物の排出量 $Q \text{ (m}^3\text{N/h)}$ $[\frac{⑦}{10^6} \times ③]$	⑦ 窒素酸化物の排出濃 度 $C \text{ (ppm)}$ $[\frac{21-O_n}{21-⑨} \times ⑧]$	⑧ 乾き排出ガス中の窒 素酸化物濃度 $C_s \text{ (ppm)}$	⑨ 乾き排出ガス中の酸 素濃度 $O_s \text{ (\%)}$

(注意) 「 Q_i 」、「 C_i 」、「 V 」、「 O_i 」、「 V_i 」、「 Q 」、「 C 」、「 C_s 」、「 O_s 」及び「 O_n 」とは、別表第3の2
に定める Q_i 、 C_i 、 V 、 O_i 、 V_i 、 Q 、 C 、 C_s 、 O_s 及び O_n をいいます。

炭化水素系物質の排出に係る施設の排出防止方法概要書
(貯蔵施設、出荷施設及び給油施設に限る。)

炭化水素系物質を 排出する施設の種類	排出防止処理設備の概要
貯 蔵 施 設	☐ 浮屋根式 ☐ 炭化水素系物質の排出防止効果を有する装置 装置の名称及び型式 () 排出防止方法の概要 ()
出 荷 施 設	☐ 排出濃度が 8 容量%以下の排出防止装置 装置の名称及び型式 () 排出濃度 (容量%) () 排出防止方法の概要 () ☐ 除去率が 80%以上 (温度 20℃) の排出防止装置 装置の名称及び型式 () 除去率 (温度 20℃) (%) () 排出防止方法の概要 ()
給 油 施 設	☐ 蒸気返還方式接続設備 ☐ 凝縮式処理設備 ☐ 吸着式処理設備 ☐ その他の設備 設備の名称及び型式 () 設備の概要 ()

(注意) □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

ばいじんの排出量明細書
(廃棄物焼却炉に限る。)

1 廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出量の許容限度等

① ばいじんの排出量 の許容限度	② 係 数	③ 定格能力運転時の 乾き排出ガス量 (O ₂ 12%換算)	④ 定格能力運転時の 乾き排出ガス中の 酸素濃度	⑤ 定格能力運転時の 乾き排出ガス量
Qi(g/h) [②×③]	Ci	V(m ³ N/h) [$\frac{21-④}{9} \times ⑤$]	Oi (%)	Vi (m ³ N/h)

2 廃棄物焼却炉別のばいじんの排出量等

⑥ ばいじんの排出 量	⑦ ばいじんの排出 濃度	⑧ 乾き排出ガス量 (O ₂ 12%換算)	⑨ 乾き排出ガス中 のばいじんの排 出濃度	⑩ 乾き排出ガス中 の酸素濃度	⑪ 乾き排出ガス量
Q(g/h) [⑦×⑧× $\frac{③}{⑧}$]	C(g/m ³ N) [$\frac{9}{21-⑩} \times ⑨$]	Vc(m ³ N/h) [$\frac{21-⑩}{9} \times ⑪$]	Cs(g/m ³ N)	Os (%)	Vs (m ³ N/h)

(注意) 「Qi」、「Ci」、「V」、「Oi」、「Vi」、「Q」、「C」、「Vc」、「Cs」、「Os」及び「Vs」とは、別表第5の1(1)に定めるQi、Ci、V、Oi、Vi、Q、C、Vs、Cs、Os及びVsをいいます。

廃棄物焼却炉及び廃棄物焼却炉に係る排出ガス処理施設の設備概要書

[illegible]

(注意) □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

(1)

粒子状物質の排出量明細書

1 指定事業所における粒子状物質の排出量の許容限度

Q_{D1} (kg/h) [①]		Q_{D2} (kg/h) [⑦]	
Q_{N1} (kg/h) [②]		Q_{N2} (kg/h) [⑧]	
Q_{S1} (kg/h) [③]		Q_{S2} (kg/h) [⑨]	
		Q_H (kg/h) [⑩]	
粒子状物質の許容限度（廃棄物焼却炉を除く。）(kg/h) [①+0.114②+0.213③]	(a)	粒子状物質の許容限度（廃棄物焼却炉に限る。）(kg/h) [⑦+0.114⑧+0.213⑨+0.915⑩]	(b)
粒子状物質の許容限度 Q_{PM} (kg/h)	(a)+(b)		

2 指定事業所における粒子状物質の排出量

ばいじん (kg/h) [④]		ばいじん (kg/h) [⑪]	
窒素酸化物 (kg/h) [⑤]		窒素酸化物 (kg/h) [⑫]	
硫黄酸化物 (kg/h) [⑥]		硫黄酸化物 (kg/h) [⑬]	
		塩化水素 (kg/h) [⑭]	
粒子状物質の排出量（廃棄物焼却炉を除く。）(kg/h) [④+0.114⑤+0.213⑥]	(c)	粒子状物質の排出量（廃棄物焼却炉に限る。）(kg/h) [⑪+0.114⑫+0.213⑬+0.915⑭]	(d)
粒子状物質の排出量 (kg/h)	(c)+(d)		

3 設置、変更及び廃止の概要

--

(2)

4 ばい煙発生施設（廃棄物焼却炉を除く。）に係る粒子状物質の排出量の許容限度の明細

区分	施設番号	施設名称	設置年月日	施設規模	燃料種類	燃焼能力 (L/h) (kg/h) (m ³ N/h)	ばいじん		窒素酸化物		硫黄酸化物	
							係数	W _{D1} (L/h)	係数	W _{N1} (L/h)	係数	W _{S1} (L/h)
既存施設												
計 (kL/h)							(a)		(b)		(c)	

①Q _{D1} (kg/h)	
②Q _{N1} (kg/h)	
③Q _{S1} (kg/h)	

(a) が 1 以上の場合 $[0.363 \times (a)^{0.865}]$
 1 未満の場合 $[0.363 \times (a)]$

(b) が 1 以上の場合 $[1.06 \times (b)^{0.865} \times 2.054]$
 1 未満の場合 $[1.06 \times (b) \times 2.054]$

$[7 \times (c) \times 2.857]$

窒素酸化物の排出許容限度
$[\textcircled{2} \div 2.054] \text{ (m}^3\text{N/h)}$
硫黄酸化物の排出許容限度
$[\textcircled{3} \div 2.857] \text{ (m}^3\text{N/h)}$

(注意) 事業所に設置されているすべてのばい煙発生施設のうち、設置、変更及び廃止する施設は「区分」の欄にそれぞれ「設置」、「変更」及び「廃止」と記入し、それ以外の既存の施設がある場合は「既存施設」の欄に記入してください。

(3)

5 ばい煙発生施設（廃棄物焼却炉を除く。）に係る粒子状物質の排出量の明細

区分	施設番号	施設名称	ばいじん、窒素酸化物及び硫黄酸化物の最大排出量等							
			排出ガス		乾き排出ガス中の濃度			排出量		
			乾き排出ガス中の酸素濃度 (%)	乾き排出ガス量 (m³N/h)	ばいじん (g/m³N)	窒素酸化物 (ppm)	硫黄酸化物 (ppm)	ばいじん (kg/h)	窒素酸化物 (m³N/h)	硫黄酸化物 (m³N/h)
既存施設										
計								(a)	(b)	(c)

④ばいじんの排出量 (kg/h)		[(a)]
⑤窒素酸化物の排出量 (kg/h)		[(b) × 2.054]
⑥硫黄酸化物の排出量 (kg/h)		[(c) × 2.857]

(注意) 事業所に設置されているすべてのばい煙発生施設のうち、設置、変更及び廃止する施設は「区分」の欄にそれぞれ「設置」、「変更」及び「廃止」と記入し、それ以外の既存の施設がある場合は「既存施設」の欄に記入してください。

(4)

6 廃棄物焼却炉に係る粒子状物質の排出量の許容限度の明細

区分	施設番号	施設名称	設置年月日	施設規模	焼却物の種類	焼却能力 (t/h)	ばいじん	窒素酸化物		硫黄酸化物		塩化水素
							W _{D2}	係数	W _{N2}	係数	W _{S2}	W _H
既存施設												
計(t/h)							(a)	/	(b)	/	(c)	(d)

⑦ Q _{D2} (kg/h)		$[0.3 \times (a)^{0.865}]$
⑧ Q _{N2} (kg/h)		$[1.06 \times (b)^{0.865} \times 2.054]$
⑨ Q _{S2} (kg/h)		$[7 \times (c) \times 2.857]$
⑩ Q _H (kg/h)		$[0.5 \times (d)^{0.865}]$

(注意) 事業所に設置されているすべてのばい煙発生施設のうち、設置、変更及び廃止する施設は「区分」の欄にそれぞれ「設置」、「変更」及び「廃止」と記入し、それ以外の既存の施設がある場合は「既存施設」の欄に記入してください。

(5)

7 廃棄物焼却炉に係る粒子状物質の排出量の明細

区分	施設 番号	施設名称	ばいじん、窒素酸化物及び硫黄酸化物の最大排出量等									
			排出ガス		乾き排出ガス中の濃度				排出量			
			乾き排出ガス中の酸素濃度(%)	乾き排出ガス量(m ³ N/h)	ばいじん(g/m ³ N)	窒素酸化物(ppm)	硫黄酸化物(ppm)	塩化水素(mg/m ³ N)	ばいじん(kg/h)	窒素酸化物(m ³ N/h)	硫黄酸化物(m ³ N/h)	塩化水素(kg/h)
既存施設												
計									(a)	(b)	(c)	(d)

⑪ばいじんの排出量 (kg/h)		[(a)]
⑫窒素酸化物の排出量 (kg/h)		[(b) × 2.054]
⑬硫黄酸化物の排出量 (kg/h)		[(c) × 2.857]
⑭塩化水素の排出量 (kg/h)		[(d)]

(注意) 事業所に設置されているすべてのばい煙発生施設のうち、設置、変更及び廃止する施設は「区分」の欄にそれぞれ「設置」、「変更」及び「廃止」と記入し、それ以外の既存の施設がある場合は「既存施設」の欄に記入してください。

粉じんの処理方法概要書

[illegible]

(注意) □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

悪臭の処理方法概要書

[illegible]

(注意) 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 周辺に影響を及ぼさない位置で作業を実施する場合には、作業実施位置図を添付してください。

排水の汚染状態及び量等の明細書

項 目				排 水 量 ($\text{m}^3/\text{日}$)		p H	B O D (mg/L)		C O D (mg/L)		S S (mg/L)	
				通常	最大		通常	最大	通常	最大	通常	最大
排水 処理 施設 名	①		処理前									
			処理後									
	②		処理前									
			処理後									
	③		処理前									
			処理後									
排水 口 別												
合 計												

項 目				n ヘキサン抽出物質 (mg/L)				大腸菌数 (CFU/mL)					
				鉱油類		動植物油脂							
				通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
排水 処理 施設 名	①		処理前										
			処理後										
	②		処理前										
			処理後										
	③		処理前										
			処理後										
排水 口 別													

(注意) 1 「排水口別」の左欄には事業所内で管理のため付けている排水口の名称・記号等を記入し、右欄には流入する排水処理施設の番号(①、②、③)を記入してください。

2 「合計」の欄には、排水口別の水量の合計を記入してください。

3 項目の欄に記載のない項目については、次の項目のうち排出のおそれのある項目について記載してください。

カドミウム、シアン、有機^{りん}、鉛、六価^ひクロム、砒素、水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、アンモニア等、ダイオキシン類、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガ、ニッケル、クロム及び1,4-ジオキサン

(2)

項 目				(mg/ℓ)		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)	
				通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
排水 処理 施設 名	①		処理前										
			処理後										
	②		処理前										
			処理後										
	③		処理前										
			処理後										
排水 口 別													

項 目				(mg/ℓ)		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)		(mg/ℓ)	
				通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
排水 処理 施設 名	①		処理前										
			処理後										
	②		処理前										
			処理後										
	③		処理前										
			処理後										
排水 口 別													
添付 書類	☐ 排水口の事業所内位置図												

(注意) 添付する「排水口の事業所内位置図」には、排水処理施設と排水口を記入してください。

(A4)

排水の処理方法概要書

処 理 施 設	処理施設の名称及び種類			
	設置場所			
	工事着手予定年月日			
	工事完成予定年月日			
	使用開始予定年月日			
	型 式			
	構 造			
	主 要 寸 法			
	能 力（ m^3 ／日）			
	処 理 方 法			
	設 計 計 算 書			
	使 用 状 況	月 使 用 日 数 等	時間／回 回／日 日／月	時間／回 回／日 日／月
		季 節 変 動		
	使 用 す る 消 耗 資 材	名 称		
用 途 別				
1日当たりの使用量				
添 付 図 面		☐ 排水処理施設の構造・規模・能力を説明する図面及び設計計算書		

地下浸透禁止物質の製造等をする作業に係る施設の構造概要書

地下浸透禁止物質の製造等をする作業の概要		
地下浸透禁止物質の製造等をする作業に係る施設の構造	共通の構造	☐ 不透水性材質の床面 ☐ 耐薬品性及び不浸透性のある材質による床面の被覆 ☐ 地下浸透を防止することができる材質の受皿の設置 ☐ その他の浸透防止措置（ ） ☐ 防液堤、側溝等流出を防止するための構造
	ダイオキシン類に係る灰の保管施設の構造	☐ 屋根掛け ☐ コンクリート等地下浸透防止対策のための構造 ☐ えん提等飛散・流出を防止するための構造 ☐ その他
	<構造の概要>	

(注意) 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

2 <構造の概要>の欄については、必要に応じて図面、写真、設計図等を添付してください。

騒音の処理方法概要書

(単位 デシベル)

発生源である施設等					
㉠ 発生源での騒音レベル		m dB	m dB	m dB	m dB
騒 音 対 策 に よ る 減 衰 値	㉡ 音源対策による減衰				
	㉢ 距離減衰	m dB	m dB	m dB	m dB
	㉣ 建屋による減衰				
	㉤ 防音壁等による減衰				
	㉥ 減衰値合計 ㉡+㉢+㉣+㉤				
敷地境界線での騒音レベル予測 ㉠-㉥					
防音対策の具体的内容					
施設の使用時間		時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
当該事業所に適用される 規制基準値		【午前8時から午後6 時まで】 dB	【午前6時から午前8 時まで及び午後6時か ら午後11時まで】 dB	【午後11時から午前6 時まで】 dB	
添 付 図 面		施設等の位置及びその位置から敷地境界線までの距離を示した図面			

振 動 の 処 理 方 法 概 要 書

(単位 デシベル)

発 生 源 で あ る 施 設 等					
㊦ 発 生 源 で の 振 動 レ ベ ル		m d B	m d B	m d B	m d B
振 動 対 策 に よ る 減 衰 値	㊧ 防 振 対 策 に よ る 減 衰				
	㊨ 距 離 減 衰	m d B	m d B	m d B	m d B
	㊩ そ の 他				
	㊪ 減 衰 値 合 計 ㊧+㊨+㊩				
敷地境界線での振動レベル予測 ㊦-㊪					
防 振 対 策 の 具 体 的 内 容					
施 設 の 使 用 時 間		時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分	時 分～ 時 分
当 該 事 業 所 に 適 用 さ れ る 規 制 基 準 値		【午前8時から午後7時まで】 d B		【午後7時から午前8時まで】 d B	
添 付 図 面		施設等の位置及びその位置から敷地境界線までの距離を示した図面			